

1 改正の理由

議会への参画を促進する環境整備の一環として、議員として活動するに当たっての制約要因を解消することを目的として、既に規定されている「出産」に加え、「育児」「看護」「介護」及び「配偶者の出産補助」を具体的に例示として明文化する等、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

引用する条項等を改める。

3 他自治体の類似する政策等

構成市においても同様の規則改正を行っている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

なし

6 規則制定による予算措置

なし

7 添付資料

新旧対照表

委員会提出議案第1号 埼玉西部消防組合議会会議規則 新旧対照表

新	旧
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 <u>議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>出産その他事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p>
<p>(欠席の届出)</p> <p>第90条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 <u>委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第90条 委員は、<u>出産その他事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</u></p>